

タ イ ト ル	分限休職処分無効判決確定に伴う賠償金の支払に関する補正予算の提出について
---------	--------------------------------------

い つ 実施日時・工期	令和4年9月27日（火）
だ れ が 主催者・関係者	和光市
な に を 事業内容など	令和4年3月10日の控訴審の判決を受け、最高裁判所に上告したが、令和4年9月14日付けで上告棄却の決定がなされ、原判決が確定し、賠償金の支払いが必要となったことから、予算措置をするものです。
な ぜ 目的・理由	
ど う し た 経緯・経過	<p>分限休職処分無効確認等請求事件につきましては、市が心身の故障を理由として行った5回の分限休職について、各分限休職処分の無効確認、同処分によって減額された分の給与等の支払を求めたものです。</p> <p>第一審判決（令和3年2月19日）の内容が承服しがたいものであることから、上級審の判断を仰ぐため、控訴したところ、令和4年3月10日に言い渡された判決は、第一審判決の内容を変更して、1回目の平成30年1月21日付け分限休職処分以外は全て、分限休職処分は無効とした内容となりました。</p> <p>市としましては、控訴審判決は、不服であるため最高裁判所に上告しておりましたが、令和4年9月14日付けで、上</p>

告を棄却する決定がなされ、原判決が（控訴審判決）が確定いたしました。

賠償金の額につきましては、平成30年2月分から平成30年10月分までの給与及び平成30年6月分及び平成30年12月の賞与の各未払額及びこれらに対する確定遅延損害金の総額1,609,872円及びこれに対する支払日までの遅延損害金、慰謝料1,100,000円及びこれに対する支払日までの遅延損害金となり、合計で約3,200,000円となります。

原告の請求と第一審・控訴審の判決の概要

原告の請求	第一審判決	控訴審判決
分限休職処分の無効		
①平成30年1月21日付処分	棄却	棄却
②平成30年2月1日付処分	棄却	認容（無効確認）
③平成30年4月1日付処分	棄却	認容（無効確認）
④平成30年5月11日付処分	棄却	認容（無効確認）
⑤平成30年9月1日付処分	認容（無効確認）	認容（無効確認）
180万5,945円（未払給与）及び遅延損害金	27万2,307円及び遅延損害金	160万9,872円及び遅延損害金
275万円（慰謝料）及び遅延損害金	棄却	110万円及び遅延損害金

そ の 他

問い合わせ先
担 当 課

課 名 職員課
氏 名 課 長 工藤 宏
電 話 048-464-1111（内線2391）